

東浦町「出前講座」実施要綱

(目的)

第1条 町民が主催する学習会等の事業に対し、町職員等を講師として派遣し、町民の行政に対する知識や理解を深めることによって、町民の町づくりへの参加意識を高める。また、町民の学習機会の拡大を図る。

(対象)

第2条 出前講座を受けることができるのは、原則として町内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上の者で構成された団体・グループとする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、あらかじめ各課等で設定するものとする。

(開催時間)

第4条 出前講座の開催時間は、原則として午前9時30分から午後9時までの2時間以内とする。

(開催場所)

第5条 出前講座の開催場所は、町内に限るものとし、出前講座を希望する団体・グループが確保する。

2 公民館等の町の公共施設で開催する場合は、公民館使用料等は無料とする。

(申込み方法等)

第6条 出前講座を希望する団体・グループは、開催日の20日前までに所定の申込書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、出前講座の実施の可否を決定し、開催日の10日前までに所定の決定通知書を申込みをした者に通知するものとする。

(拒否)

第7条 町長は、出前講座を受講しようとする団体・グループが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、出前講座の実施を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした学習会等であるとき。
- (3) その他、出前講座の目的にそぐわないとき。

(講師料)

第8条 出前講座の講師料は、無料とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。